

誓約書の提出について

清泉女子大学 総務・人事課

公的研究費の執行にあたり、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（文部科学大臣決定平成 19 年 2 月 15 日 平成 26 年 2 月 18 日改正）の通知に伴い、公的研究費の研究課題に参加する全ての研究者等は、「公的研究費の適正管理に関する規程」第 7 条に基づき、当該公的研究費の使用規則等を遵守して、交付された研究費を適正に使用することを誓約した本学指定の誓約書を大学に提出することが必要となります。

つきましては、コンプライアンス教育として「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて（研究者向け）清泉女子大学編」を基に講習し「清泉女子大学における公的研究費及び研究活動に関する行動規範」「公的研究費の適正管理に関する規程」及び「公的研究費の不正使用への対応に関する規程」をご一読の上、下記要領に従い誓約書の提出をお願いいたします。

対象となる研究費

科学研究費助成事業等、文部科学省が所管する独立行政法人等から本学に配分される競争的資金を中心とした公募型の研究費。

提出時期

交付申請時。研究期間中に分担者や補助作業者が発生した場合には、それらの者が業務を行う前に提出。

複数年継続する場合は初年度に提出。

提出対象者

採択された公的研究費の研究計画書等に研究代表者・研究分担者として氏名が記載されている者。

研究協力者、補助事業者（含学生アルバイト）、事務職員等、本学に所属している研究に関わる全ての者。

※ 本学研究者が、他大学等の研究者が研究代表者である研究課題に研究分担者等として参加している場合も、誓約書の提出が必要となります。

提出方法

研究者：研究代表者が当該研究課題に関わる構成員の分も取りまとめの後、速やかに総務・人事課へご提出ください。（他研究機関に所属している研究分担者は不要です）

職員：速やかに総務・人事課へご提出ください。